
保育のガイドライン

平成22年6月

子ども家庭部保育課

はじめに

本ガイドラインは、平成 16 年度から平成 18 年度まで実施された「武蔵野市公立保育園改革計画」において「保育の質の向上」の取組として位置づけられて作成したものである。

作成にあたっては、保育課・保育園の職員で検討チームを設置し、保育所保育指針を基に、これまでの武蔵野市での保育の実践を中心に検討を行い、基本となる事項をガイドラインとして定めたものである。

各園においては、本ガイドラインを基本とし、それぞれの取組に対しては各種マニュアルを整備し、日々の保育を実践することとしている。

平成 19 年 3 月に第 1 版として作成したが、平成 21 年 4 月 1 日より保育所保育指針が改定されて施行されたこと、また第四期長期計画・調整計画の分野別アクションプランである「第三次子どもプラン武蔵野」が平成 22 年度から 26 年度までの計画として策定されたことを受け、内容の一部改訂を行った。

今後も保育を取り巻く環境や状況の変化に合わせ、順次改定していくものとする。

目 次

・ 保育園の役割と保育理念	1
1 . 武蔵野市の子ども現状	1
2 . 武蔵野市の保育	3
・ 保育内容と環境	5
1 . 生活と遊び	5
2 . 長時間保育	8
3 . 保育環境	9
4 . 障害児保育	10
・ 保育における子どもの健康づくり	11
1 . 給食について	11
2 . 体づくりと健康管理	13
・ 保育上の安全の確保および危機管理	15
1 . 日常の保育における安全管理	15
2 . 防災について	15
3 . 防犯について	15
・ 保護者との連携・協力	17
1 . 子どもの一日の生活を通して	17
2 . 保護者への情報提供と説明	17
3 . 日常の保育場面での連携・協力	18
・ 地域子育て支援事業	20
1 . 全園実施事業	20
2 . 拠点園実施事業	20
・ 園運営と組織	21
1 . 園運営を機能的に進めるために	21
2 . 各委員会等の設置	21
3 . 他機関との連携について	22
資料 武蔵野市版保育課程	23

・ 保育園の役割と保育理念

1. 武蔵野市の子ども現状

(1) 市勢

武蔵野市は、東京都特別区の西部に接し、副都心新宿より約12kmの西方に位置している。東西6.4km、南北3.1km、面積10.73km²で、東は杉並区、西は小金井市、南は三鷹市、北は西東京市に隣接している。

市の南部をJR中央線が東西に横断して、吉祥寺、三鷹、武蔵境の三つの駅がある。吉祥寺には京王井の頭線が、武蔵境には西武多摩川線が乗り入れている。市内は、緑豊かで閑静な住宅地が広がる一方、都内有数の商業地や企業の先端的研究施設、多くの大学などを有し、各駅を中心として地域ごとに特色のある街が形成されている。

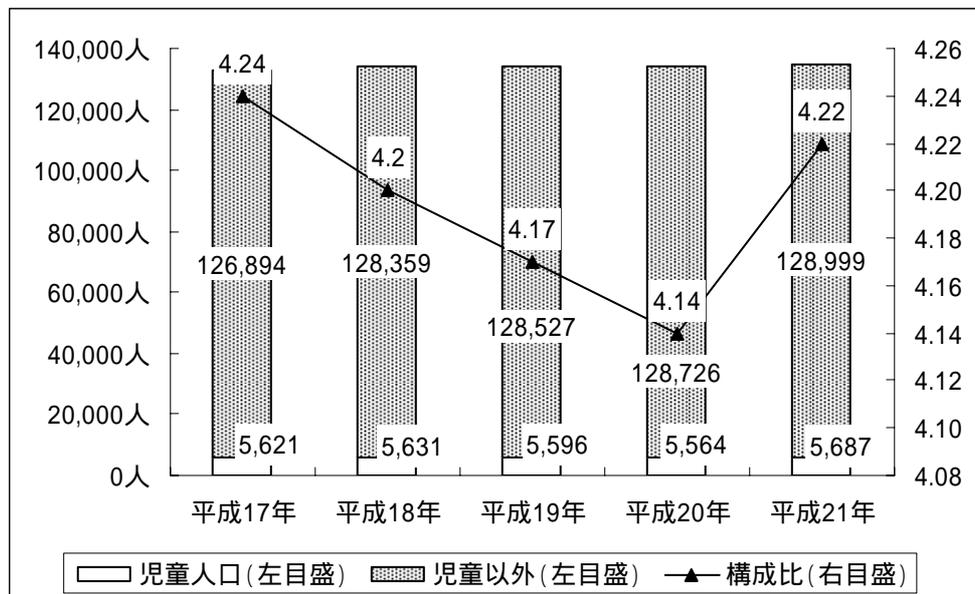
(2) 人口、世帯数の推移

武蔵野市の人口は、平成10年以降、緑町や桜堤地区の団地の建替えに伴う高層住宅への入居や、企業の社宅や工場などの移転跡地への大規模マンション建設などにより、流入人口が増加し、平成21年4月1日現在、134,686人に達している。

世帯数についてもゆるやかに増加しているが、高齢者や若者などの単身世帯が多く、一世帯あたりの人員数は1.91人となっている。

就学前の子どもの数は、ここ数年ほぼ横ばいで、総人口に占める割合も同様となっている。ファミリー層の転入なども多く、人口の増加に伴い、第三次子どもプラン武蔵野の計画期間中（～平成26年度）は微増の傾向にあると考えられる。

(各年4月1日)



(3) 0歳児から5歳児の子育て形態

武蔵野市の3歳から5歳の児童のうち、66%は幼稚園に通園し、そのうちの約7割の児童が市内の私立幼稚園に通っている。

(平成21年5月1日)

	0歳児～2歳児(人)		3歳児～5歳児(人)		合計
人口	2,952	100.0%	2,784	100.0%	5,736
公立保育園	317	10.7%	533	19.1%	850
私立保育園	214	7.3%	224	8.0%	438
市外保育園	4	0.1%	20	0.7%	24
認可外保育施設	153	5.2%	30	1.1%	183
保育施設計	688	23.3%	807	29.0%	1,495
公立幼稚園	0	0.0%	63	2.3%	63
私立幼稚園	0	0.0%	1,237	44.4%	1,237
市外幼稚園	0	0.0%	502	18.0%	502
幼稚園類似施設など	14	0.5%	44	1.6%	58
幼稚園計	14	0.5%	1,846	66.3%	1,860
その他	2,250	76.2%	131	4.7%	2,381

(4) 保育園の入所状況

武蔵野市の保育園入所状況の推移は、各年4月1日で次のようになっている。

年度	18	19	20	21	22
申請件数	1,352	1,386	1,393	1,389	1,463
入所児童数	1,271	1,257	1,286	1,310	1,382
待機児童数	42	55	74	79	81
入所率	94.0%	92.0%	92.3%	94.3%	94.5%

(5) 保育園待機児童の状況

武蔵野市の保育園待機児童の推移は、各年4月1日で次のようになっている。

年度	18	19	20	21	22
0歳児	6	12	22	21	25
1歳児	10	20	29	36	26
2歳児	13	11	12	21	16
3歳児	12	9	5	1	12
4歳児	1	2	3	0	2
5歳児	0	1	3	0	0
計	42	55	74	79	81

(6) 保護者の現状とニーズ

少子化や核家族化、都市化が急速に進み、それによって家庭と地域の結びつきが弱まり、地域の中での家庭の孤立化、子育て不安の増大などの問題が生じている。子ども同士や子育てしている人々などが触れ合う機会は減少し、それが対人関係の脆弱化を招き、家庭や地域における子育て機能を低下させている。

第三次子どもプラン武蔵野策定時に実施した子育て支援に関するアンケート調査では、子育てに関する悩みは、しつけ、費用とともに仕事や自分のやりたいことができない点が多く挙げ

られている。

また、幼稚園・保育園に望むことについては、「社会性の育成」が最も多く、ついで「幼児期に必要な体験」、「健康な心と体の発達」が続いている。

仕事と家庭生活が両立可能な環境を整備する上で重要と思う取組については、「保育サービスの充実（定員の拡大、時間の延長など）」が最も多く、ついで「子どもの看護休暇制度の義務化と取得促進」、「労働時間の短縮」が続いている。

2. 武蔵野市の保育

(1) 『第三次子どもプラン武蔵野』の計画の理念

武蔵野市では、これまでも子ども施策の推進を市政の優先施策として位置付け、全児童施策とファミリーフレンドリーの理念を掲げて事業を推進してきた。子ども施策を総合的に推進し、次代を担う子どもと子育て家庭に対する支援策のより一層の充実を図っていくために策定した本計画では、下記の4点を基本的な考え方とする。

すべての子どもたちの健やかな育ちを大切にします

次世代を担う子どもたちのもつ生きる力、育つ力をより伸ばすことを中心に据えて、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう子ども自身のニーズを重視した施策を展開し、すべての子どもたちの健やかな育ちを大切にします。

家庭の子育て力を高めることを支援します

家庭は、子どもが親や家族との愛情による絆を形成し、人に対する基本的な信頼感や倫理観、自立心などを身につけていく場です。この視点に立って、子育てしやすい環境を整備するとともに、親子や家族の絆が深められるような支援を実施し、すべての家庭が安心して子育てができ、家族がふれあい、親意識が育まれるよう取組を推進します。

地域社会全体で子育てを支援します

子育ての基本は家庭にあります。子どもたちが健やかに成長するためには、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てができるよう、地域社会全体で子育て家庭を見守り、支えていくことが必要です。そこで、家庭の力のみならず、行政の力、地域の人々やNPOなどの団体の力、民間企業の力など、地域における様々な人的・物的資源が、それぞれの役割を担いながら連携と協力をもって子どもの健全な育成に関わっていただけるような施策を推進します。

また、働き方を見直し、仕事と家庭生活の調和を図れる地域社会づくりが重要です。そこで、子育てを社会全体で支援する視点にたって取り組みを進めます。

多様な学びの場を通じた体験を重視します

子どもたちは、様々な体験活動を重ねることで、生命や自然などを大切にする心、自分と異なる考えや文化を理解する姿勢を身につけながら成長します。そこで、生活体験・自然体験・社会体験といった体験の場をはじめとした、多様な学びの場を充実させるような施策を展開します。

(2) 市における認可保育所の役割

認可保育所は、児童福祉法に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場である。

武蔵野市における認可保育所は、保育所保育指針を遵守し、子ども自身のニーズを考え、家庭との綿密な連携の下、一人ひとりの発達過程に応じた保育実践を行う。

具体的な役割は下記の5つとする。

- 児童福祉に基づく児童福祉施設として保育に欠ける乳幼児の保育を行う役割
- 地域の他機関との協働的支援と保育行政と連動したネットワークの組織としての役割
- 地域の子育て支援の拠点としての役割
- 養育困難ケースの対応を行う保育施設としての役割
- 災害発生時の社会福祉施設としての役割

(3) 保育目標

子どもは豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めている。その子どもが、^{いま}現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことが保育の目標である。

このため、保育は次にあげる子ども像への育ちを目指し行う。

- 心身共に健康で生き生きした子ども
- 意欲的に生活や遊びに取り組み、自分で考え自分で行動できる子ども
- 感じる心が育ち、自分を表現できる子ども
- 友達と一緒に遊ぶ楽しさが分かり、仲間と力を合わせることを喜ぶことができる子ども

(4) 保育課程

保育所保育指針の改定に伴い、これまでの『保育計画』を『保育課程』とすることが規定された。これに伴い、武蔵野市版保育課程を定め、これに基づき市立保育園では保育指導計画を作成し、質の高い保育実践を展開する。

『保育課程』の詳細は別紙のとおり。

・保育内容と環境

1. 生活と遊び

(1) 生活について

子どもたちは、一日の大半を保育園で生活している。食べる、寝る、着替える、排泄する等の基本的な生活、食事の準備、片付け、掃除、物の管理、整理・整頓など個人の生活の管理、あるいは集団生活を営んでいく為の取り組み(当番活動など)を日々の保育の中で展開している。

生活のリズムと日課

快適な生活をするうえで、安定した生活リズムと日課は重要である。24時間の生活を見通し、安心して落ち着いて過ごせる環境作りに配慮しながら、個々の生活リズムに合わせた日課を保障する。子ども自身が満足して活動に区切りをつけ、次の活動へ気持ち切り替えていけるよう、時差のある日課の中で、遊び～食事～午睡の生活時間の設定は、一人ひとりの生活リズムに合わせる。乳児期から幼児期まで、子どもが分かりやすい生活を積み重ねていくことで、意欲的に過ごせるようにする。

デイリープログラム

[開園時間 7:30～19:15]

0歳児	1歳児・2歳児		3歳児・4歳児・5歳児	
月齢に応じた 個々のプロ グラム	7:30	早朝保育	7:30	早朝保育
	8:30	基本保育開始	8:30	基本保育開始
	9:15	おやつ	9:00	クラス別保育
	9:30	クラス別保育		
	11:15	給食	11:40	給食
	12:00	午睡		
			13:00	午睡
	14:30	めざまめ	14:30	めざまめ
	15:30	おやつ	15:30	おやつ
	16:30	夕方保育	16:30	夕方保育
	18:30	夕方保育終了 延長保育開始	18:30	夕方保育終了 延長保育開始
	19:15	延長保育終了	19:15	延長保育終了

生活習慣の自立に向けて

生活習慣の自立とは、身の回りの自立とも言われ、一通りの身の回りのことが自分で出来るようになることである。日常保育の中では、食事、排泄、着脱、衛生などの生活習慣の習得をめざす。自立に向けては、ある時期丁寧に手をかける必要もある。大人との安心出来る信頼関係をもとに、十分なかわりを必要とする。

乳児期は、大人がほとんどやってあげる時期だが、笑顔や優しい語りかけをしながら手をかけて、心地よさを伝える事が大切である。模倣する時期には、大人の仕草を見て真似る事もある。また、意思表示や要求を出せるようになると、何でも「イヤ」という表現や「ジブンデ」と主張する場面が増えるので、“自我”の発達と合わせて無理強いはいしない。“間”や

“時”を重ね、見守り働きかけるようにする。

幼児期は、自分で出来る事も増え、「～ダカラ、～ヲスル」等を理解し、納得して行えるようになる。大人の行為（ふるまい）を見て学ぶようになる。友だちとの関わりによって意欲的になる事もある。自分の事だけをする生活の仕方の習得から、友だちと気持ちよく集団生活を営むための取り組み（当番活動など）もはじめる事ができる。

幼児期の生活習慣の自立は、物事の関連や見通しをもった思考や社会性が日常生活の中で育っていくということなので、より大切にしていく。

（２）食育について

保育園における食育は、健康な生活の基本として「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とする。

保育園の食育計画は、食育基本法及び食育推進基本計画に基づき「保育所における食育に関する指針」を参考に策定し、保育所保育指針に示された保育の基本となる「保育課程」とこれを具体化した「指導計画」の中に位置づける。実施するにあたっては、全職員が協力し、各保育園の創意工夫のもとに食育を推進する。

また、食育計画を踏まえて実践が適切に進められているかどうかを把握し、その経過や結果を記録し、食育実践の評価を行い、改善に努める。

<食育目標>

お腹がすくりズムの持てる子ども

十分に遊び、１日３回の食事と間食を規則的に摂る環境を整えることで、お腹のすくりズムを経験する。

食べたいもの、好きなものが増える子ども

いろいろな食品に親しみ、味覚など五感を使っておいしさの発見を経験する。

一緒に食べたい人がいる子ども

家族や仲間（友達、大人）と、会話を楽しみながら食事をする。

食事づくり、準備にかかわる子ども

子どもが食事づくり（準備・片付け）にかかわる活動を増やし、ときには家族や仲間のために作ったり準備したりすることで満足感や達成感を得る。その活動が子どもにとって楽しんでできるものになるように配慮する。

食べるものを話題にする子ども

楽しく食べる経験を積み重ねる。また、食事づくりや食事場面だけでなく保育園の生活や活動を通して、食べもののことを話題にする経験を増やす。

気持ち良く食事をするマナーを身につける子ども

気持ち良く食事するマナーを大人が理解して、繰り返し子どもに知らせていく。

（３）遊びと課題活動

遊びは個別的で自由と面白さを追求する活動である。砂・水・泥んこに代表される感覚遊びや、ままごとやお店屋さんごっこといったごっこ遊び、ルールのあるゲーム遊び、構成遊び等、自然物、教材、教具を対象に戸外屋内共に様々な遊びがあり、その中で子どもたちは「ワクワク」、「ドキドキ」など様々な感情体験をしていく。

また、遊びを共にできる仲間を自然に求めるようになり、少人数で一緒に遊ぶこともある。始めは玩具などを取り合う等の姿を見せつつ、遊びの面白さを友達と共に追求するうちに気持

ちの折り合いをつけ、友達との豊かな関係を育んでいく。遊びを通して、自己形成されたり、自己肯定感を持てるようになったり、友達との関わりなどを学んでいく。

子どもが「オモシロイ」と思う遊びには、個々の興味や年齢による違いもあり、子ども自ら興味を持ち主体的に遊べるよう遊具・玩具や環境、教材の研究と検証を行いながら、一人ひとりが十分に遊べるように配慮する。

課題活動は、全身運動、手指の操作、造形および表現活動、音楽、自然科学といった分野に大別されるが、子どもにとっては音楽に合わせて身体を動かす、遊具を使って運動する、歌や手遊びを行う、手指を使って描く・作る、絵本やお話の世界に親しむ、飼育や栽培等を通しての科学認識の芽を育てる、といった形で展開される複合的な学習活動である。一人ひとりの子どもの意欲や主体性を育むための活動ということをふまえ、取り組むことが重要である。

(4) 異年齢の関わり

少子化により、異年齢の関わりが少なくなっていること、また、日中の生活や遊びの中で、子どもが主体的に選択していく幅を広げられるよう、保育園ならではの特性を生かし、自然に異年齢で関われる環境づくりや日課を工夫する。

(5) 園外保育

保育園で実施している園外保育には「散歩」「遠足」の2つがある。

散歩

散歩とは園舎外に出かける事であり、自然に触れながら探索したり、散歩先で身体を動かして活発に遊ぶ活動である。0・1歳の乳児の場合は避難散歩車も利用可能。2歳以上の子どもたちは徒歩で出かける。子どもたちにとって、歩く力を育てていく活動といえる。

3歳児から5歳児クラスは、年1回を限度に、弁当を持参して散歩に出かける園外保育(弁当持ち散歩)を実施する。ただし、交通機関は使用しない。

<注意事項>

- ・ 散歩に出かける前の準備・散歩中・散歩先・帰園後などそれぞれ注意する事項を明らかにしながら怪我のないように活動をする(散歩・園外保育の取り決め、散歩緊急時対応マニュアル参照)。
- ・ 0・1歳が避難散歩車を使用する場合は取り決め事項を守って十分注意して使用する(事務取り決め参照)。
- ・ 各園で「お散歩マップ」を作成し、散歩先や散歩途中の安全を確保する。「お散歩マップ」については定期的に見直しをする(異常があった場合には、その日のうちに全職員に迅速かつ確実に報告し、情報が届くような体制を取る)。

遠足

遠足とは現地まで交通機関を利用し、弁当を持参して遊ぶ園外保育である。日常保育ではできない体験をし、仲間と一緒に楽しい一日を過ごすものである。

対象は2歳～5歳児とする。

<注意事項>

- ・ 遠足を実施する場合は起案書を作成し、下見に出かけ安全管理を徹底する。
- ・ 下見後、引率者全員で打ち合わせを行い、現地での子どもの動きを確認し大人の役割分担などを共有する。
- ・ 保護者へお便りなどで事前に知らせ、当日の健康状態をしっかりと把握し、怪我のないよう

に配慮する（保健業務マニュアル参照）。

- ・ 現地で万が一事故が起きた場合は、引率者内での責任者がリーダーシップを取り、職員の役割分担を明確にし、迅速に行動する（保健業務マニュアル・非常事態発生マニュアル参照）。
- ・ 災害発生時の対応（地震など）についても、上記同様迅速に子どもの安全を確保し、避難する。

（６）行事

保育園では、保育の一環として年間を通して様々な行事を実施する。

行事には入園や卒園、誕生日など成長の節目を祝うもの、節分やこどもの日のような一般的な年中・伝承・季節行事などがある。日常生活のひとつコマとして、子どもたちの生活のアクセントとなり、季節の移り変わりや豊かな四季を印象深く受け止めるものとなるように取り組む。また、子どもたちに日本の伝統的な文化や伝統についても行事を通して伝えていく。

また、日々の保育活動の積み重ねを大事にした運動会などの行事も行う。

いずれの行事も、安定した日常の保育とのかかわり合いの中で、生活や遊びがより豊かになるように取り組む。

２．長時間保育

長時間保育（早朝および夕方・延長保育）は、11 時間開所の保育園の役割として、日中の保育と同様に、安全な環境の下で行う。常に子どもの様子を観察し、安全や子どもの体調変化に気を配る必要がある。現行の長時間保育は保育者が当番で保育にあたり、乳児組、幼児組それぞれに異年齢合同保育の形態で実施する。自分のクラス以外の子どもと保護者にも対応していくために、子どもの姿、保護者の状況を日頃から保育者間で共有する必要がある。また、パート職員との連携に努め、協力して保育を進める。

長時間保育は、落ち着いた家庭的な環境設定を心がけ、一人ひとりがじっくり遊びこめるような玩具・コーナーを提供する。保育者は個々の要求にこたえながら子ども自身が自分の遊びを見つけられるように援助し、気持ちが不安定な子を受けとめ、安心して遊びに向かえるようにする。

（１）早朝保育

- ・ 前日からの引継ぎ事項や子どもに関する連絡事項など、メモまたはノートなどで確認する。
- ・ 登園受け入れ時に視診を行う。
- ・ 保護者からの電話連絡に対しては、必要なことがらを聞きとり対応する。また、電話対応時も子どもたちから目を離さないようにする。
- ・ アレルギー除去食や、薬等を保護者から預かる場合は取り決めに従う。
- ・ 子どもと保護者が気持ちよく別れられるように受け入れる。
- ・ 定期的に子どもの人数確認を行う。
- ・ チャイム音、モニターチェックを適宜行う。
- ・ 保護者からの伝達事項や早朝保育時の子どもの様子については各担任に申し送る。

(2) 夕方・延長保育

- ・ 当番の職員は、日中の様子や連絡事項などについて、担任からの申し送りを受ける。
- ・ 連絡事項など必要な場合は保護者または迎えの人に伝達する。
- ・ 迎えの人に必ず声を掛け、迎えが予定者以外の場合には、保護者の確認が得られるまで園児を引き渡さない。
- ・ 家庭の事情により、やむを得ず未成年の兄・姉（原則的には小学校 4 年生以上）が迎えに来た場合には、個別の配慮や帰宅の確認等を行う。
- ・ 緊急時や災害時には、当番保育士同士連携して対応する。
- ・ チャイム音、モニターチェックを適宜行う。
- ・ 安全や子どもたちの体調変化に気を配り、常に子どもの様子を観察し、人数把握を行う。
- ・ 夕方保育中の子どもの体調やトラブルなどは必要に応じて、保護者、担任、園長に伝達する。

3 . 保育環境

子どもが安定し自分で考え主体的に行動できる力を獲得できるよう、環境を整え援助する。また、担当制保育や子どもの主体性を引き出すために、保育環境・日課の見直しを行い、子どもの生活や遊びを豊かなものにするため、安全で気持ちよくすごすことができる環境作りに取り組む。

(1) 物的環境

園庭には広い空間や土・水・木などの自然、砂場や固定遊具などの遊ぶ道具が、室内には積み木やままごと、ゲームやパズル・絵本や物作りのための道具や材料などが整っていると、子どもは自分の興味や関心に応じた活動を主体的に選んで取り組むことができるようになる。それらの遊具や道具(物的環境)を準備し、子どもが使いやすいように配置し、時間的にも空間的にも遊びを保障する環境を作ることで、子どもたちは「考える」・「聞く」・「見る」・「人と関わる」などの人として生きていくために必要な力を得ていく。

- ・ 自分で選ぶ・自分で「～シタイ」等の、子どもの主体性を引き出すための保育環境の設定を行う（常設の遊び空間を設け、自分で選んで遊べるような設定の工夫や、玩具は自分で選択をし、手に取れるような工夫）。
- ・ 個々の子どもに合ったペースで、環境作りを行う。
- ・ 掲示物・装飾など、刺激が強くないような設定をする。
- ・ 異年齢交流が自然にできる遊び場や、集団を離れほっとできるスペースを作る。
- ・ 保育時間が長くなってきていることから、早朝から夕方までを見通しての保育の流れを考えた環境設定を行う。
- ・ 園庭は、体を動かし安全に安心して遊べるよう、遊具の配置や衛生環境を整える。

(2) 人的環境

保育園は、子どもが日中の大半を安心して過ごすことができる第2の家庭のようなところである。決まった大人が自分の世話をしてくれるということは、その大人をモデルとして学んでいくためには大切なことである。大人の側からしても、一人の子どもを理解するうえで継続的に関係を保っていくことで、よりその子どもを理解することができる。言葉で伝えるということがまだできない小さな子どもにとっては、自分の思いを理解し、かなえてくれる大人が常に

そばにいてくれることを通して、人間に対する信頼感を持つことができる。この「人間に対する絶対的な信頼感」を築くことができると、大人になっていくプロセスにおいて「人と良い関係を結ぶ」ことを喜びと感じる人間になる。日常的な生活の中で、大人がどのように生活しているのか、自分たちにどのように関わっているのか、大人を観察し模倣することによって、生きるために必要な力を身につけていく。

- ・ 子どもが安心して過ごすことができるための、分かりやすい生活の流れを作る。
- ・ 子どもの要求に即した人的環境を確保するため、保育者同士が連携をとりあい動きを整理する。
- ・ 保護者・子どもの動線を考慮した受け入れスペースを工夫する。

(3) 自然環境

- ・ 室内に装飾物や植物など、季節感を取り入れる。
- ・ 栽培・飼育などを通し、成長や変化を知り、親しみを持つ機会を設ける。
- ・ ロールカーテン・オーニングを使用し、室温上昇を防ぐ。
- ・ 遮光ネットを利用し、紫外線対策をする。

4. 障害児保育

障害児保育事業は、心身に障害がある児童を保育園に入園させ、必要な保育を行うことにより、児童の福祉向上を図ることを目的とする。障害のある子どもの保育については、一人ひとりの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で障害のある子どもが他の子どもとの生活を通してともに成長できるよう進める。また、子どもの状況に応じた保育を進めるために、家庭との連携を密にし、保護者に寄り添いながら適切な対応と専門家及び機関と連携した支援を充実させる。

保育における子どもの健康づくり

1. 給食について

保育園における食事は、保育の一部であり、食習慣の基礎を育むのに大変重要な役割をもっている。安全かつ衛生的な食事づくりを基本とし、心身の成長、発達が盛んな子どもに十分な栄養を与える必要がある。

また、食事の環境を整えたり、作り方、盛り付け、配膳に工夫を凝らし、食事のマナーや栄養の知識を与え、子どもがおいしく楽しい食事ができるよう職員全員で取り組む。

(1) 栄養計画

保育園で提供する食事が子どもに与える影響は、極めて大きい。生理的な観点からエネルギーや各栄養素を十分かつ過剰にならないように摂取しなければならないことに加え、「食育」という観点からも子どもにとっておいしく食べることのできる栄養計画が重要である。

給と栄養目標量の設定にあたっては、武蔵野市立保育園の子ども身体測定データ（性、年齢、身長、体重、カウプ指数）を整理し、健康状態を把握・評価し、厚生労働省策定「日本人の食事摂取基準（2010年版）」を活用し、武蔵野市立保育園独自のものとする。

(2) 献立作成

献立作成については、献立作成上で配慮すること、月別献立作成意図、出盛り材料などを記した「栄養士業務マニュアル」に基づき作成する。昼食はごはん食の献立を多く取り入れ、おやつは手作りを心掛ける。また、旬の食材を取り入れ、バラエティーに富み、子どもに食べやすい献立を工夫する。

献立は、全園同じ内容とする。ただし、各園の子ども喫食状況や行事、食材の都合などを考慮し柔軟に対応する。子どもの盛り付け量、食べ具合などを職員間で話し合う献立会議での意見を参考に、栄養士は各園の子ども喫食状況を共有し、次回の献立作成に役立てる。

< 離乳食 >

離乳食は、調理形態によりゴックン食、モグモグ食、カミカミ食、完了食に分かれている。入園前に乳児の食事の形態や食べ具合を保護者から聞き取り、乳児一人ひとりに合った離乳食を作り、家庭と連絡を密接にとりながら進める。

保護者や地域の方々から離乳食の相談を受けた時は、離乳食の進め方や作り方を記した「離乳食のしおり」を活用する。

< 乳児食 >

乳児は、胃の容量が小さく、まだ消化・吸収の働きが弱い。まだ歯も生えそろっていないことから、噛む力を考慮した献立を作成する。具体的には、午前のおやつが付き、昼食は幼児より食べやすい献立を心掛ける。午後のおやつには手作りのお菓子、焼きおにぎりやめん類などの献立にスープ類を付け、軽食に近い形にする。

(3) 食材の選び方

食材の産地や流通経路を調査し、良質で安心できるものを使用する。また、できるだけ添加物の少ない食品、非遺伝子組み換え食品、旬の食材、国産品を選択する。

食材の納品業者は、衛生管理面の確認をした上で給食業者選定会議において決定する。

(4) 食器具の選び方

「食べたい」という子どもの気持ちを大切に育てていくためには、食べる道具としての食器具も子どもにあわせて選ぶことが大切である。子どもの成長や食べ方に合った食器具の大きさや重さ、深さ、角度などを考慮し選択する。

食器具の素材は、安全性、保温性、家庭的ぬくもり、清潔感があって美しさが保てる陶器、陶磁器を使用し、スプーン、フォークは、ステンレス製、箸は、竹や木(南天)を使用する。

(5) 盛り付け・配膳の仕方

子どもは、栄養素量、食事量、摂食行動の発達にもかなりの個人差がみられ、それに対応する食事の提供が必要である。保育園では、基本的には調理室で盛り付けを行うが、子どもの発育・発達にあった食事量は、日頃の食べる様子を一番把握している担任が調整する。幼児になるに従い、自分の食べる量を盛り付け・配膳できるように指導する。

(6) 冷凍母乳の受け入れ

母乳の良さが見直され、母乳で育てる親が増えつつある。保育園では、母乳を飲ませたいと希望する保護者のために冷凍母乳を受け入れる。冷凍母乳の受け入れ期間や取り扱い方を記した「冷凍母乳のプリント」に基づき、保護者と職員間で話し合いを行う。

(7) 食物アレルギー児への対応

生活環境のさまざまな要因に伴い食物アレルギーの子どもが増加傾向にある。保育園では、医師の診断書(指示書)により、保護者と職員間でよく話し合い、アレルギーの原因となる食品を除いた給食で対応する。ただし、どうしても保育園で対応出来ない場合は保護者に協力してもらい、家から代替品を持参してもらう(食物アレルギー児対応マニュアル参照)。

(8) 衛生管理

子どもは、免疫機能が未熟で、細菌に対する抵抗力が非常に弱いため、衛生に十分な配慮が必要である。職員及び給食に携わる者は、手洗いの仕方、食品・器具の洗浄、消毒の手順について、「社会福祉施設における衛生管理について」(平成15年12月12日社援施)を基にして作成した「武蔵野市立保育園衛生マニュアル」を遵守し、安全かつ安心な給食づくりを目指す。

(9) サンプル給食の展示

給食のサンプルを、毎日玄関に展示する。子どもがどのようなものをどのくらい食べたか、食器具の形、大きさなど、献立表ではわからないことを保護者に知らせる。

(10) 献立表・給食だよりの発行

献立表は、献立名、主材料、献立のねらい、栄養価などを載せ、保護者に給食がわかりやすいように工夫する。毎月発行。

給食だよりは、保育園の食事の紹介や子どもの食事の様子、旬の食材、行事、食育について載せる。毎月発行。

(11) 試食会の開催

保護者に給食の試食をしてもらい、給食の味や食材のこだわり、食器具、切り方など給食で大切にしていることを伝える。また、作り手の顔を知ってもらい、保護者とのコミュニケーションの場とする。

園での子どもの様子をビデオや写真を利用して伝えたり、レシピの配布や料理の実演を行い、家庭向けに食事指導をしたり、アンケートなどを実施し家庭での食事状況を把握するなど工夫する。

(12) 食育

具体的な取り組みについては、『食育計画』に記載されているねらい及び内容を参照

2. 体づくりと健康管理

保育園では心身ともに健康でそれぞれの順調な発育、発達を保障できるように、日々の健康観察とその対応を熟知し、安全で清潔な生活環境を整える必要がある。それらの業務は保健マニュアル、感染症マニュアルに基づき行う。

(1) 健康状態の把握

健康観察・・・子どもは症状の変化(悪化)が著しく早いという特徴を念頭に置き、園児の健康観察は丁寧に行う。特に0歳児は身体機能の発達が未熟で抵抗力が弱いということを確認した上で、登園時の検温は入園後2ヶ月は全員行い、その後については1歳の誕生日まで行う。

午睡時の観察・・・保健マニュアルのSIDS(乳幼児突然死症候群)の予防に基づき睡眠をとらせる。また、観察を丁寧に行いチェック表に記録する。

園医による定期健康診断・身体測定・歯科検診・視力検査・耳鼻科検診・眼科検診・ぎょう虫検査・・・子どもの発育・発達状態を把握し、疾病異常の有無を調べることを目的に各種健診・身体測定を行う。また、結果を記録し保育に活用するよう努めるとともに、家庭へ連絡し、必要に応じ保健指導を行う(0歳児の身体測定は発達の著しい時期なので、測定回数を多く設定する)。

病欠児の管理・・・園児の健康状態の把握をすると共に、感染症流行の把握のために欠席の理由を確認し保健日誌に記録する。

* 感染症流行の場合には感染症マニュアルに基づき対応する。

子どもに多い症状(発熱・発疹・咳・嘔吐)の対応・・・保育中の左記の症状については保健マニュアルのフローチャートに基づき対応する。

* 感染症の疑いのある場合には感染症マニュアルに基づき対応する。

(2) 環境の整備

抵抗力が弱く、自らの危険を回避できない乳幼児のために、安全で衛生的な環境の整備をおこなうことが大切である。

環境衛生・・・保健マニュアルに基づき管理している。(保育室(0歳児室は別に配慮事項あり)・園庭・トイレ・下痢等の処理・園児の手指・職員の服装および衛生管理について)

環境調査・・・細菌検査・照度検査・空気検査・水道水の検査を実施する。

光化学スモッグ発生の対応・・・光化学スモッグの発生時には園児の健康観察を十分に行

い、保健マニュアルに基づき対応する。

プールについて・・・子どもの健康状態の把握とプールを介して感染する病気を予防するためにプール水の衛生管理に留意しプールを実施する。

水分補給について・・・乳幼児は暑さやのどの渇きを上手に伝えることができないので、水分補給をこまめに行う。特に夏季は熱中症の対応としてイオン水を準備する。

飲料水の管理・・・水質検査を行い、安全確認を行う。

ゴキブリ駆除・・・調理室については、ペイト剤によるゴキブリ駆除を業者に委託し、月1回メンテナンスを行う。保育室については、安全な駆除剤と捕獲器を併用する。

布団乾燥・・・熱風乾燥による布団乾燥を実施する。

怪我・事故の予防・・・事故が起こらないよう安全第一に心がけ、保健マニュアルに基づき事故の防止につとめる。事故発生時、応急処置についても保健マニュアルに基づき適切に行う。

身体の清潔・・・夏の外遊びなどで身体が汗や泥で汚れてしまったときはシャワーを使い身体を清潔にする。0歳児は特に汗をかきやすく、汗疹などのトラブルを起こしやすいのでシャワーで汗をながす。

(3) 基本的な習慣を身につける

健康・安全など生活に必要な基本的な習慣を身につけることの大切さを理解し、適切な行動を選択できるよう援助する。

保健指導・・・園児への保健指導は、基本的な生活習慣・衛生習慣が身につくように、保育士と相談しながら行う。保護者への保健指導は健診等の結果を伝えるとともに保健だより等を活用しながら行う。

生活リズム・・・乳幼児期の健やかな成長に重要な生活リズムを身につけることを大切に

する。
歯みがき指導・・・幼児クラスにて、虫歯予防に関心をもたせるとともに、正しい歯みがきの方法を身につけるために、年に一回保健センターの歯科衛生士による歯みがき指導を行う。

保健相談・・・保護者から園児の健康等について相談があった場合には、園長や担当保育士と相談しながら対応する。また、慢性疾患などで薬の服用などが必要な場合には主治医の許可を受けた上で「与薬依頼書」を提出してもらい、保健マニュアルに基づき与薬を行う。

・保育上の安全の確保および危機管理

成長・発達過程では、歩けなかった子が歩き始めというように、身体移動の自由を獲得していく。また、転んだりぶつかったりといった『失敗』を通し、年齢相応の学習をし、精神的にも成長していく。しかしながら、子どもは危険に対する判断力や安全に対する認識が未熟なため、常に危険（リスク）と隣り合わせなのである。保育園職員は、子ども一人ひとりを十分理解し、健全な発達を保障する環境を整備した上で危険予測を行い、さらに事故はいつでも起こりうることを認識し、事故予防及び危機管理に取り組む。

1．日常の保育における安全管理

毎日、子どもが安全でのびのびと楽しく遊び、生活できるように、全職員で安全に対する配慮と行動を実行し「安心・安全保育」に取り組む。そのため、日ごろから子どもの観察（体調・動き方・息づかい・機嫌・笑い・食べ方など）に努め、個々の子どもやクラス等の集団の特性を十分に把握し、職員共通の理解にしておく。職員会議などで、起こりうる危険（設備・保育内容など）について討議し、どんな小さな問題点でも、全職員に迅速かつ確実に報告や情報が届くような体制を整備する。過去の事例や職員の経験などを記録し、資料を残し、再発防止に努める。また、子どもの特徴、性格などへの理解を求め、保護者や地域の人々との協力関係を日ごろから築いておく。

- ・ 園外保育中の安全管理（園外保育マニュアル）
- ・ 時間外保育中の安全管理（けが・急病時の対応マニュアル）

2．防災について

災害に対する職員の心構えとして、災害発生に備える対策としての防災訓練の実施、災害が発生した時に、どこに避難するかといった対応を記した「保育園防災マニュアル」を整備し、マニュアルに即して対応し、子どもたちを守り、市職員としての責務を全うする。

3．防犯について

近年増加している子どもたちが巻き込まれる犯罪を防ぐため、保育園施設での安全確保だけでなく、地域との連携も必要である。

防犯マニュアルを整備し、具体的に実施している設備面での対応とソフト面での対応は以下のとおりである。

（1）施設機能での対応

- ・ 非常通報設備（学校110番）の設置
- ・ 外出時の防犯ブザー・非常用携帯電話・催涙スプレーの携帯
- ・ さすまたの設置
- ・ モニターカメラの設置
- ・ 電子錠の設置
- ・ 園庭センサーライトの設置
- ・ センサーチャイムの設置

(2) ソフト面での対応

- ・ 防犯訓練の実施
- ・ ホワイトイーグルによる巡回
- ・ 不審者情報の提供（情報網の整備）

保護者との連携・協力

子育ての基本は家庭にあるが、子どもたちが健やかに成長するためには、子育て家庭が安心と喜びを持って子育てにあたれるように、行政、地域、NPO、事業者など、社会全体がそれぞれの役割を担い、連携と協力のうちに子どもの健全育成に関わっていくことが必要である。社会全体で子育てを支援していくという視点から、保育園も保護者との連携・協力、地域住民との連携を図りながらその子育てを支援していく。

1．子どもの一日の生活を通して

(1) 家庭の役割

家庭は、保護者が自らの責任（保護者が子どもに対する親権）において子どもを育てるために、食べる、着る、寝るなどの生理的欲求を満たすという基本的な役割を果たす場であるとともに、安心であたたかな家族の絆の中で、子どもが社会に積極的に出て行くことを励ます役割を持つ。

(2) 園と保護者の関係

子どもにとって、保育園も大切な成長の場であることを保護者に十分説明する。保護者がどのような子育て観を持っているのか、また、どのような勤務をしているのかなどを丁寧に聞き取り、保護者の生活への理解に努める。その上で、保護者とともに子どもの成長を見つめ、喜んだり、悲しんだり、困ったことがあれば一緒に考えるということを通し、園と保護者とがともに育てていくという関係をつくる。

(3) 保護者との関係づくりとコミュニケーション

コミュニケーションの基本は、保護者を尊重し、考え方や立場を理解しようとする姿勢である。子育ての主体は保護者であり、子どもへの思いを理解し、保護者の主体性を尊重した上で、子育ての知恵や子どもの見方などを伝えていく。その際、保育園側からの一方的な形にならないようにする。また、日常的に顔を合わせたときや懇談会などの機会に、保護者のニーズや悩みに耳を傾ける。園の保育方針や保育の内容は、対話やお便りなどを使い、子どもの成長する姿をともに見守っているという共感的姿勢を保護者にも感じ取ってもらえるように発信する。

< 具体的なとりくみ >

- ・ 入園時説明会、入園式後の説明、慣らし保育
- ・ クラス懇談会、全体懇談会、個人面談、保育参観保育参加、家庭訪問、試食会

2．保護者への情報提供と説明

(1) 説明責任と情報の提供

物的・人的環境・食器や食材・飲み水の安全性・危機管理・保育の方針や内容・行事など、保育園は保護者に対して説明をする責任がある。何故こうするのか・何故そうして欲しいのか・何のために・何を目指して等の説明は大切であり、職員は、必要に応じて情報の提供と説明ができるように準備しておく。

(2) プライバシーの保護と情報管理

保育園は、個々の子どもや家庭と深く関わることから、様々な個人情報管理しており、職員は日頃から守秘義務についての自覚を高め認識しておく必要がある。不用意に個人名を出したり、噂話等をしないように心がけることは、職員（嘱託職員、アルバイトを含む）として職務倫理の一つである。保育園内でも、人権への配慮、個人のプライバシー侵害につながらないような情報管理のあり方を検討しておくことが必要である。また、地域子育て支援事業では、保育園の入所者ではない家庭や子どもたちに対しても、同様の守秘義務を負っていることを自覚すべきである。

(3) 保護者からの意見、要望等

保育に関する意見・要望・苦情は職員および関係機関と速やかに検討し、対応する。結果について、すぐに解決・改善ができる事と、時間がかかる事とを明確にした上で保護者に伝える。現状において改善できないことについては、事情と理由を丁寧に説明し、理解してもらうよう努める。

苦情は利用者や地域の住民の視点から発せられているため、園が見落としていた問題を発見できる機会となることも多い。専門職としての自覚を持ち、相手の苦情内容を冷静に聴き、謙虚に受け止める。場合によっては、園側の事情を説明する。

園側の不注意や落ち度がある場合は、誠意を持って対応し、きちんと対策を取ることを約束する。園で対応しきれない場合は、保育課管理係と相談の上、解決する。

苦情対応手順書による対応、要望苦情報告書の作成

3. 日常の保育場面での連携・協力

(1) 保護者対応の基本

挨拶は明るくし、相手に気持ちのよい印象を与えるよう心がける。

保護者とは平等に接し、丁寧にわかりやすい言葉使いをする。また、日頃から子どもの成長について話をするなど、コミュニケーションを図り、信頼関係をつくる。

保育者は清潔で安全な服装を心がけ、忙しくても慌しく走ったり、動いたりせず、落ちつきある態度で保育する。

電話対応では、姓を名乗り、名札は常時つける。

日ごろから地域住民とのコミュニケーションを図り、信頼関係や協力関係をつくっておく。

(2) 連絡ノート

家庭と保育園とで、子どもの様子や連絡事項を伝え合う手段のひとつとして、連絡ノートがある。朝夕の登降園時に会えない保護者とも、ノートを通じて連絡、連携をとる。ただし、表現することが難しい、あるいは誤解を招く恐れのある事項については、電話や直接口頭で伝えるなどの手段をとる。

(3) 連絡表

毎日のクラスの活動内容や連絡事項を伝え合う。個別に知らせるべきことを除き、クラス全体に知らせたい事柄を記述する。また、その日に登園した子どもの人数や登降園時間などが一目で把握できるので、人数確認にも利用する。

(4) 園からのお便りなど

保育園での子どもの様子や保育の様子を、写真、画像なども取り入れる確に知らせる。写真などに表れている子どもの姿にコメントを入れ、保育の取り組みのねらいを保護者に知らせる。そのことによって、保護者が子どもの気持ちを理解し、適切に関わることができるような援助を行う。また、健康面の情報や給食・食事についての、多様な子育て情報を保護者に向けて発信する。

地域子育て支援事業

保育園は、日中保育に欠ける子どもを保護者に代わって保育していくことを大きな役割としている。しかし、社会的な状況変化の中で、「公園デビュー」や「密室育児」など在宅で子育てをしている家庭の状況が課題となっている。「地域の中の保育園」として、家庭で子育てしている親子を対象に、保育園へ遊びに来てもらう取り組みを行う。地域の親たちが楽しく主体的に子育てできるように、保育園の持つ特性や専門性を活かした支援を、子育て支援担当者(副園長)を中心に保健担当や栄養士などの専門職を含め全職員で行う。

1. 全園実施事業

あかちゃんのひろば

- ・ 事業の取り組みを通して、親同士の出会いの場を提供していくことを大切にしていく。
- ・ 事業実施については「あかちゃんのひろばについて」を参照する。

プレママのひろば

- ・ 出産後の具体的な子育てを支援することを目的とする。
 - ・ 内容は妊娠期の過ごし方、母体管理など母親学級で話される母子保健関係の内容は除き、育児に関する情報提供や実際の乳児を見る経験、および妊婦同士の情報交換を目的とする。
- * 実施にあたっては「プレママ試行事業実施について」に準じて事業を行う。

園庭開放

- ・ 基本は「地域の親子への安全な遊び場」とする。

行事への参加

- ・ 家庭だけではできにくい経験やイベントとして、親子で楽しんでもらう。

2. 拠点園実施事業

一時保育

- ・ 通院や仕事などで一時的に子育てができない時や、子育てから離れてリフレッシュしたい時などに、一時的に子どもを預かることで子育ての不安や負担の軽減を図る。
- ・ 実施にあたっては、「武蔵野市一時保育試行事業実施要綱」に基づくものとする。

その他の事業

全園実施事業を行った上で、さらに地域ニーズなどにより加える事業がある場合は、園独自の事業として「その他の事業」とする。

他機関と協力して行う支援事業

保健センターや0123施設など、子育て支援事業を行う他の機関に、講師や遊びの提供を行う職員を派遣する。保健センターで行う事業については「保健センターとの協力事業について」を参照する。

* 詳細については、子育て支援担当ガイドライン参照のこと。

園運営と組織

保育園の運営は、第一に子ども一人ひとりの健やかな成長を願って進められていく。次に、保護者にとって、保育園は安心して子どもを預ける施設であり、働きながら子育てをしている家庭の強力な支援者となっている。そこで、預ける側の立場を理解し、信頼関係を育むため、園ではさまざまな運営の努力が必要である。

集団保育の中で、一人ひとりの子どもの心身の発達を見通しながら、人間としての生きる力を育てるために、専門職集団として、子どもの発達状況を把握することや、それぞれの年齢に応じた保育内容の展開やその実践を共有し、より高めるための検討の機会をもたなければならない。園が組織として、効率的かつ機能的に園運営を進めるための工夫をする必要がある。保育の質を向上させるためには、一人ひとりの保育力量を高める必要があり、職員会議や園内研修を通じて、園の共通の課題を明らかにし、職員間の意思統一とより高いチームワークを構築できるよう努力する。

1. 園運営を機能的に進めるために

(1) 職員それぞれの役割分担を明確にする。

- ・ 職務分担表や運営組織図を作成する。
- ・ 保育運営（園行事なども含む）をスムーズに運ぶために運営委員会、各種実行委員会、推進委員などを組織的に機能させる。

(2) 定例的な会議等

保育目標実現のために、実践や子どもの問題点を職員間で共通にするため、職員として決定事項の確認や共通理解のため行う会議を定期的に行う。職員のチームワークで進める保育という仕事は、コミュニケーション無くしては成り立たない。そのための話し合い・会議の比重は非常に高く、重要である。各種会議の効率的設定の取り組みと工夫を進める。

職員会議

ア．全職員対象：決定事項報告、確認など

イ．保育会議：保育内容検討、専門職と共に献立・離乳食会議

乳幼児ブロック別、リーダー会議

その他

子どもをめぐる状況が難しくなっている昨今、保育の質を高めるためには組織的研修に取り組むことは重要である。

ア．園内研修 イ．時間内研修 ウ．全体研修 エ．自主研修など

2. 各委員会等の設置

公立園として共通の課題を検討して、市の全体のレベルを向上するための組織を設置する。

障害児の統合保育を考える

障害児委員会

保育のレベル向上の為の研修検討

研修委員会

園児の健康管理や安全管理などの取り組みの検討、情報交換

保健担当者連絡会議

保育園給食、その他食育、保護者への啓蒙活動

栄養士会議

地域子育て支援のためのメニューづくり、取り組状況報告

子育て支援者会議

3．他機関との連携について

保育園入所の理由が保育に欠けるだけでなく、保護者の養育困難の支援の為というケースが増えてきている。また、子どもの家庭環境、両親の勤務状況など家庭状況の把握が出来にくくなり、預かる園として、子どもの個人対応や保育対応に、困難さをかかえている現状は深刻である。園独自では対応できないケースなどもあり他機関と連携を密に取りながら対応していくことが重要である。

*連携が必要な市の関係機関など

子育てSOS支援センター

保健センター

保育相談員

就学相談

学童クラブ

小学校

子ども発達支援室ウィズ、地域療育相談室ハビット

児童委員および主任児童委員